議案番号			<u></u> 件	 名	
提案課名			内	····· 容	
議案第50号	三田市介護	保険条例の一	部を改正する。	条例の制定に〜	ついて
	【改正趣旨】     介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金の算定に関する政令に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料率について、低所得の第1号被保険者に対する減額賦課を適用するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。  【関係法令】				
	・介護保険法(平成9年法律第123号) ・介護保険法施行令(平成10年政令第412号)				
	【改正内容】 ①低所得者の保険料率軽減				
	令和3年度以降の低所得者保険料軽減策について、介護保険法施行令第39条に規定する減額賦課に係る保険料率が、令和2年度と同率で引き続き適用されることが確実になったため、令和3				
	~5年度保険料について下記のとおり保険料率を改正する。				
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3~5年度
	第1段階	0.45	0. 375	0.3	0.3
介護保険課	第2段階	0.625	0. 5625	0.5	0.5
	第3段階	0.75	0.725	0.7	0.7
	これにより、令和3年度の第1段階から第3段階までの介護保 険料を次のとおり改正する。				
		年額介護保険		年額介護保険	料【軽減後】
	第1段階	33,720 円		20, 230 円	
	第2段階	42,150 円		33,720 円	
	第3段階	50,580 円		47, 210 円	
	②保険料率を区分する第1号被保険者のうち「要保護者」の規定 介護保険施行令第22条の2の2の第5項及び第6項が追加さ れたことから、第5項で規定されている「要保護者」の定義が第 7項に繰り下がる。				
	【施行期日等】 ①公布の日 令和3年度分以後の介護保険料について適用し、令和2年度分 以前の介護保険料については、なお従前の例による。 ②令和3年8月1日				